第5章

計画の確実な推進のために

ここでは、本計画を確実に進め、計画の目標や施策の実効性を確保するための主体間の連携、庁内における推進体制の整備、進行管理の仕組み、財源確保の方策等を示します。特に進行管理については、課題に対する迅速な対応と見直し、次年度への反映を可能とする仕組み、市民・事業者によるモニタリングの仕組み等の新たな方策の導入を図り、計画を確実に推進していきます。

計画の推進における各主体の連携の強化

これまで本市では、茅ヶ崎市環境審議会、 環境調整会議、各担当課、環境市民会議「ち がさきエコワーク」*がそれぞれの役割を 担い、環境基本計画の推進及び進行管理を 行ってきました。今後は、新たに茅ヶ崎市 温暖化対策推進協議会や茅ヶ崎市みどり審 議会*等も加え、計画の実効性をより高め るために、それぞれの組織が役割を果たす とともに、相互の連携をより強化して、計 画の推進と進行管理を行っていきます。

さらに、本計画に基づき順次設置を予定するコア地域ごとの活動組織など、計画の推進にあたり必要に応じて設置される活動組織等についても段階的に体制に組み込み、市民、事業者、市の協働により、目指す将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

●環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、 環境の保全に関して、多方面にわたる専門 的知識と広い視野に立った多角的な検討を 行い、時代に適した判断を示していく役割 を担います。また、廃棄物減量等推進審議 会、みどり審議会*等、他の審議会との情 報共有を図ります。

●廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処 理に関する事項その他市長の諮問に応じて 調査審議し、その結果を答申し、または意 見を建議します。

●みどり審議会

「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議します。

●温暖化対策推進協議会

市域全体の温室効果ガスの削減を図るため、温暖化対策、省エネルギー対策の計画を効果的に推進します。また、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の評価検証を行います。

●環境調整会議

環境の保全に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

●各担当課

本計画に基づき、必要に応じて個別計画 を策定するなど実行に向けた取り組みを計 画し、計画に基づく施策、事業を実施します。 実施状況と課題を把握し、事業内容の改善、 見直しを行い計画を推進していきます。

●環境政策課

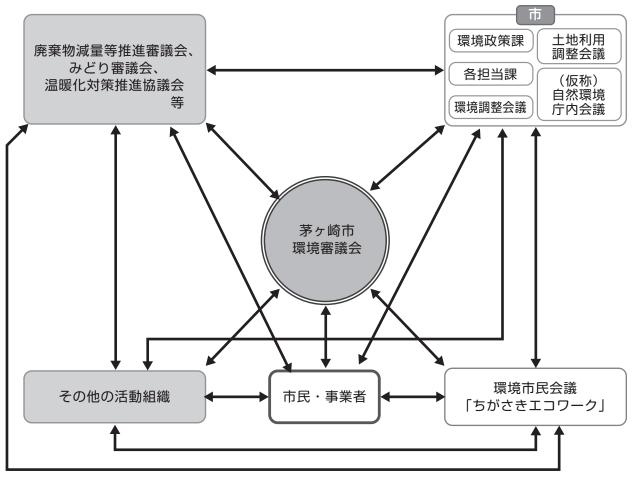
「茅ヶ崎市総合計画基本構想」における 政策共通認識「環境」を推進するために、 庁内でも率先して持続可能なまちづくりを 進めます。 また、本計画の主管課として、本計画の 推進に関する各担当課から報告される進捗 状況を取りまとめるとともに、環境審議会 からの答申を受け、「茅ヶ崎市環境基本計 画年次報告書」の作成、公表を行います。

●環境市民会議「ちがさきエコワーク」

「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づく環境 基本計画の推進に向けて、環境問題に関す る意識の高揚を図るとともに、市民・事業 者及び市の協働による環境の保全に関する 取り組みや会員相互に協力して行う活動を 推進し、市とともに環境に配慮した日常行動や事業活動を市域に広めていく役割を担います。

●その他の活動組織

主に市内で活動する市民活動団体などです。また、重点施策やプロジェクトの実施にあたっては、庁内横断的組織や必要に応じて市民等を主体とした活動組織の設置が想定されます。これらの組織についても、順次、推進体制に組み入れていきます。



▲計画の推進における各主体の連携

5 - 2

庁内における 推進体制

平成23年度(2011年度)から実施される「茅ヶ崎市総合計画基本構想」では、まちづくりの基本理念を具体的に進める際の前提となる政策共通認識として「環境」が位置づけられ、環境への配慮を常に意識して、施策に取り組むことになりました。これを踏まえ、総合計画に基づく新たな組織体系のもと、庁内における環境施策を推進します。

●環境調整会議の充実

環境調整会議のメンバー構成や機能を必要に応じて見直し、市内の環境の現況や課題、施策の推進についての情報共有と、問題解決に向けた議論の場として充実させます。また、土地利用調整会議や(仮称)自

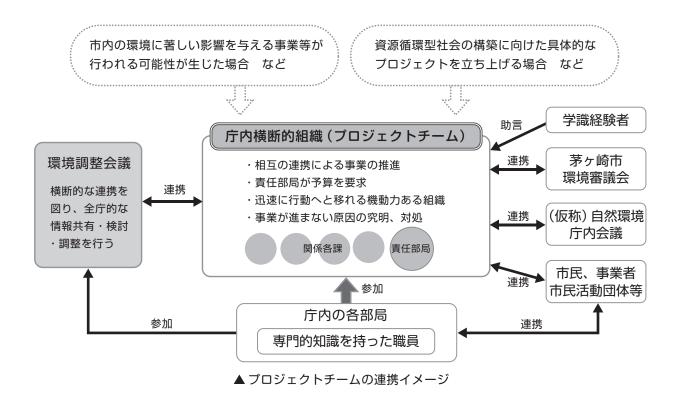
然環境庁内会議とも連携し、施策の推進を 図ります。

●プロジェクトチームの設置による 迅速な対応

本計画を進めていく上で具体的なプロジェクトを立ち上げる場合や、複数部局にまたがる課題が発生した場合などに、担当者が連携して柔軟に取り組むことのできる組織体制として、随時、庁内関連部局によるプロジェクトチーム等を設置、運営します。

プロジェクトチームは、課題などの内容に応じて責任部局を定めるとともに、必要に応じ予算要求も行うこととし、課題解決に向けて機動力のある組織とします。

プロジェクトチームは、随時、茅ヶ崎市環境審議会、環境市民会議「ちがさきエコワーク」*等の市民活動団体や市民・事業者等と連携し、プロジェクトの推進を図ります。



第

5

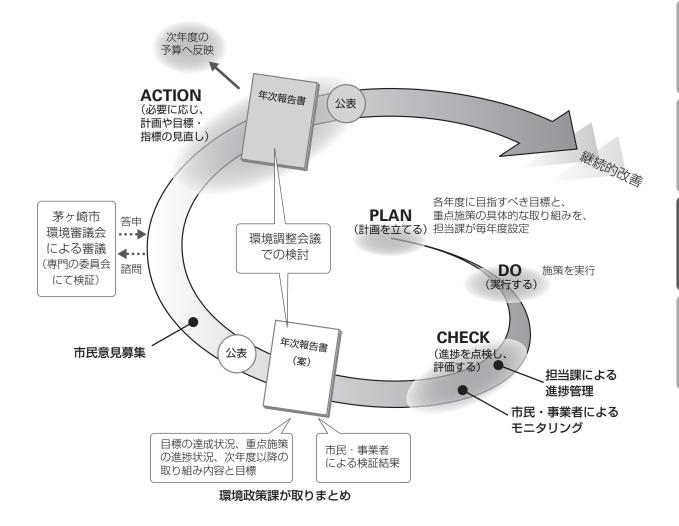
5 - 3

計画の確実な推進を 図るための進行管理 の仕組み

前計画では、施策の重点化や目標・指標の設定のほか、計画の推進体制の整備等についても示されていましたが、実質的に進捗がなかった施策や凍結状態の施策等もありました。これは、進捗が滞っている施策について、早期の問題把握と必要な軌道修正、予算措置への反映等の

対応をする仕組みが構築できていなかったことによります。

そこで、本計画では、計画全体の迅速な 進捗を図るため、できる限り早い時期に、 取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見 も取り入れて軌道修正を行い、次年度の予 算措置に反映できるようなPDCAサイク ルを構築します。また、事業者や市民活動 団体等が主体的に行う取り組みや市との協 働で行う取り組みについても、PDCAサイクルによって事業が確実に実施されるよ うにします。



▲ 環境基本計画の進行管理のイメージ

計画の確実な推進を図るための進行管理の仕組み

計画を立てる

- ○本計画において、茅ヶ崎市が目指すべき 環境の将来像と、今後10年を見越した 目標水準及び取り組むべき事項を明ら かにします。
- ○さらに、本計画に掲げる目標水準への到達に向け、各年度に目指すべき目標と重点施策の具体的な取り組み内容を、担当課が優先度を考慮し毎年度設定します。 次年度以降の取り組み内容については、
- 前年度の進捗や各年度の社会的・経済的 状況等を踏まえ**優先度の高い事項から 着手**することとし、実施体制についても 整備します。
- ○重点施策の推進を支え、補完する施策に ついては、本計画で設定した施策進捗指標を用い、担当課において毎年、進捗管理します。

実行する

- ○前年度に掲げた年度ごとの目標を達成 するため、施策を実施します。
- ○施策の実施にあたっては、市民・事業 者・市民活動団体や関連審議会等との

連携を図り、必要な場合には前述の5-2 (P.92)に示したプロジェクトチームの設置を検討するなどし、施策の着実な推進を図ります。

データを取り、進捗のチェックを行う

- ○市が主体となって進める施策については、本計画に示す目標や指標を用いて各担当課が確実に施策の進捗を管理していきます。施策の実施中においても適宜モニタリングを行い、進捗が芳しくない施策については、課題を明らかにし、解決策・軌道修正策を講じるなど、適切な対応を行います。
- ○併せて、市民・事業者がモニタリングを行い、環境の変化などをチェックしていく仕組みを構築します(詳細は後述の5-4参照)。これにより、計画の推進に深く市民が関与していくとともに、市民・行政の双方から施策の進捗や環境の変化をチェックし、課題に対する共通の認識を持って計画を進めていきます。

評価して見直す

- ○1年間の取り組みをふりかえり、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、市民と市との協働により**重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出**を行い、次年度以降取り組むべき事項を検討します。
- ○市が主体となる施策については、各担当課が進捗を取りまとめ、その結果を踏まえて次年度以降の取り組み内容を検討します。市民・事業者がモニタリングを行った施策については市民・事業者による検証を行い、次年度以降の施策展開についても検討します。
- ○環境政策課にて各担当課の検証結果、市 民・事業者のモニタリング・検証結果 と、次年度以降の取り組み内容を取りま とめ、「年次報告書(案)」を作成します。 作成プロセスにおいては、適宜、環境調 整会議を開催し、横断的な情報の把握と 共有を行います。
- ○「年次報告書(案)」を**公表し、市民意見 募集を行う**とともに、**茅ヶ崎市環境審**

- 議会に諮問し検討します。審議会における検討では、専門的かつ迅速な評価を可能とするため、本計画の検証を行う専門の委員会(審議会の下に新たに設置)において評価及び課題の抽出を行うとともに、市民意見を踏まえつつ、次年度以降の取り組み内容へ反映させます。この委員会は、環境審議会委員の他、必要に応じて環境分野の専門的な知識を有する市民や学識経験者等を加えるなどし、集中的な検証を行うことのできるコンパクトな組織とします。
- ○茅ヶ崎市環境審議会の答申を踏まえ、庁内において「年次報告書(案)」の見直しを行い、次年度以降の取り組み内容や必要に応じて新たな施策等を加えた「年次報告書」を作成、公表します。
- ○重点施策の推進を支え、補完する施策に ついては、担当課による進捗結果の整理 と環境政策課による取りまとめが済み 次第、ホームページ等にて公表します。

市民・事業者による モニタリングの仕組 みづくり

本計画の進捗や、市内の環境の保全状況等を適切に把握し評価するためには、行政の持つ情報のみでなく、実態を把握できるきめ細かなデータを集積する必要があります。特に、自然環境の質に関する状態を表す指標に関しては、活用可能なデータ(経年比較ができるデータ)がなく、適切な評価を行うことができない点が、以前からの課題となっています。

そこで、本計画では、市全体の自然環境の実態やその変化を把握するモニタリングや、「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)*」を利用した各家庭・事業者におけるエネルギー使用実態のモニタリングなど、市民・事業者の協力を得てデータを取得していく必要があるものについて、市民・事業者がモニタリングを行っていく仕組みを構築し、運用していきます。

本市では、平成15~17年度(2003~2005年度)に実施した自然環境評価調査において、地域の専門家、市民活動団体との協働による調査・検討が行われ、市内の自然環境の実態を示す自然環境評価マップが作成されました。これは市民参加によるモニタリングの仕組みづくりにおいて貴重な実績であり、データそのものも市域全体を対象に自然環境の質を評価した非常に価値の高いものです。この実績を活かし、市内の環境や市民生活の実態について、市民・事業者によるモニタリングを継続して

いくこと、その結果をチェックの材料とし て有効に活用していくことに重点を置いた 仕組みを構築します。

モニタリング結果を計画の進行管理に活用していくためには、データに一定程度の精度を持たせることが必要です。そのため、**簡易的であっても統一された手法**を用いることとし、市の環境の実態や、市民・事業者による取り組みの効果等が適切に把握できる調査方法、調査対象等を検討します。

市民・事業者が行うモニタリングの例としては、以下のものが考えられます

コア地域のモニタリング (→目標 1)の進捗管理に活用)

本計画において特に重要な地域として位置づけているコア地域が適切に保全されているかどうかを把握するため、本市の自然環境をよく知る専門家や市民活動団体等の力を借りて、コア地域ごとの指標種のモニタリングを継続的に実施しています。一定程度以上の精度を確保すること、調査に要する費用や調査を行う市民等への負担を軽減すること等を念頭に、調査対象とする指標種の分類や地域を限定するなど、適切な調査組織、方法、頻度、対象等を検討します。調査結果は、本計画の中で、指標の1つとして活用していきます。

なお、種の生育・生息場所に関するデータ等については、その管理保管方法、セキュリティ対策等について、活用に先立ち十分に検討します。

家庭・事業者等における エネルギー消費量のモニタリング (→目標 15)の進捗管理に活用)

家庭・事業者等におけるエネルギー消費 量の実態を把握するため、既存の「ちがさ きエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)*」を 活用したモニタリングの仕組みを構築します。より実態に即したデータを得るためには、多くの家庭・事業者に参加してもらう必要があります。そのため、取り組みやすい調査の頻度、項目や、データの公表、効率的なデータ整理の方法についても検討します。

また、エネルギー消費量を把握するだけでなく、省エネ等の取り組みによる削減効果が結果に反映されるような調査の方法についても検討します。調査結果は、本計画の中で、温室効果ガス削減の取り組みに関する指標の1つとして活用していきます。

5 - 5

「年次報告書」の作成と 市民・事業者の意識啓発

「年次報告書」は、環境基本計画の進行管理だけでなく、本市の環境の現況や保全の取り組み等を市民に周知するツールとしても重要な役割を担っています。しかしながら、今までの「年次報告書」は、行政による施策の実施状況に関する記載が主であり、多くの市民・事業者に環境の状況を分かりやすく伝えられるものとはなっていませんでした。

そこで、本計画に基づく「年次報告書」 では、取り組みや目標の達成状況は、**グラ** フや図表、記号等を用いて端的かつ分かり やすく示すこととし、内容としては、市民・事業者などによる先導的な環境保全の取り組み、市の環境施策の中でも特に主要な事業の実施状況等に重点を置きます。これにより、市民等の意識改革、環境保全活動への参加を促すような、分かりやすくインパクトのある報告書とし、計画の適正な進行管理に活用します。

また、「広報ちがさき年次報告特集号」 についても内容を改善し、さらなる市民・ 事業者の意識向上に向けて積極的に活用し ていきます。

5-6

財源の確保と活用

重点施策をはじめ、本計画に掲げた施策 を確実に推進していくために、本計画の推 進を重要性の高い事項として位置づけ、環 境調整会議などにおける進捗状況の検討を 経て毎年確実に予算要求を行っていきま す。新たな財源確保の方策についても、本 市に適した財源確保の仕組みの構築と導入 に向けた検討を行います。また、国や県、 各種法人等による補助・助成制度について も、積極的に活用していきます。 予算要求にあたっては、次年度予算編成に先立ち、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を検討し、優先的に取り組むべき事項を洗い出した上で、限られた財源を環境の保全・改善に確実につなげていきます。また、個別事業単位ではなく、生物多様性*保全、低炭素地域づくり、地域活性化など複数分野を結びつけた面的な取り組みや、市域全体への波及効果が期待できる取り組み等に優先的に活用していきます。

5-7

他自治体や神奈川県、 国との連携

目指すべき環境の将来像を実現するための施策を推進していくにあたっては、適宜、周辺自治体、神奈川県、国との連携を図っていく必要があります。地球温暖化の防止、生物多様性*保全のためのみどり*の連続性の確保などの広域的な課題

の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、 県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの 主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。